

小山市人権教育基本方針

小山市教育委員会

平成14年2月22日決定

平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、今なお部落差別をはじめ性差別、障害者差別などさまざまな差別が存在しており、また、社会の国際化、少子高齢化、情報化等の社会の変化に伴い、新たな人権課題も生じている。これらの課題を早急に解決し、人が人として互いに尊び合い、すべての人々の人権が保障される、明るく住みよい社会を築き上げるために、より積極的な取り組みが求められている。

小山市教育委員会は、自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち「人権の共存」をめざし、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。